

特定危険部位（SRM）の変更に伴う 飼料規制の見直し

令和8年10月14日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

目次

1 BSE対策等の情勢

2 飼料規制の見直し（案）

3 管理措置の変更（案）

1 BSE対策等の情勢

2 飼料規制の見直し（案）

3 管理措置の変更（案）

BSE（牛海綿状脳症）とは

■ 原因

- 異常プリオンたん白質（たん白質の一種）
- 主に、異常プリオンたん白質に汚染した飼料の給与等により伝達

■ 感受性動物

- 牛、水牛のほか、感染動物由来の飼料等の摂取により、他の動物種へ伝達する可能性

※ ヒトのプリオン病の一種である「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病」は、BSE感染牛由来の食品の摂食が原因と考えられている。

■ 症状

- 長い潜伏期間（通常4年～6年）を経て、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間～6か月の経過で死に至る。治療法はない。

■ 非定型／定型BSE

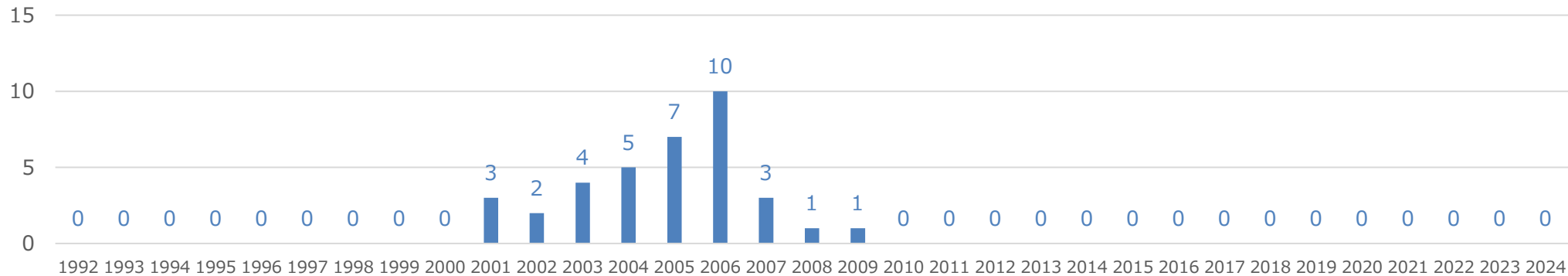
- 非定型BSEは、英国を除く近年の発生のほとんどを占める。孤発性の可能性が示唆されている。
- これに対して、従来の英国から世界に拡大したとされるBSEを定型BSEという。

	定型BSE	非定型BSE
定義	異常プリオンたん白質が主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し死亡すると考えられている疾病。英国で1986年に発生を確認	ウェスタンブロット法の結果（電気泳動像）が定型BSEとは異なるパターンを示すBSE
原因	異常プリオンたん白質で汚染された飼料の経口摂取	発生原因の詳細は不明（孤発性の発生であることが示唆）
潜伏期間・摘発時年齢	平均潜伏期間は5～5.5年（潜伏期間は異常プリオンたん白質のばく露量による）	ほとんどは8歳齢超で確認（6.3歳～18歳）
世界での発生数	約19万頭	166頭（報告義務があった2023年5月まで）

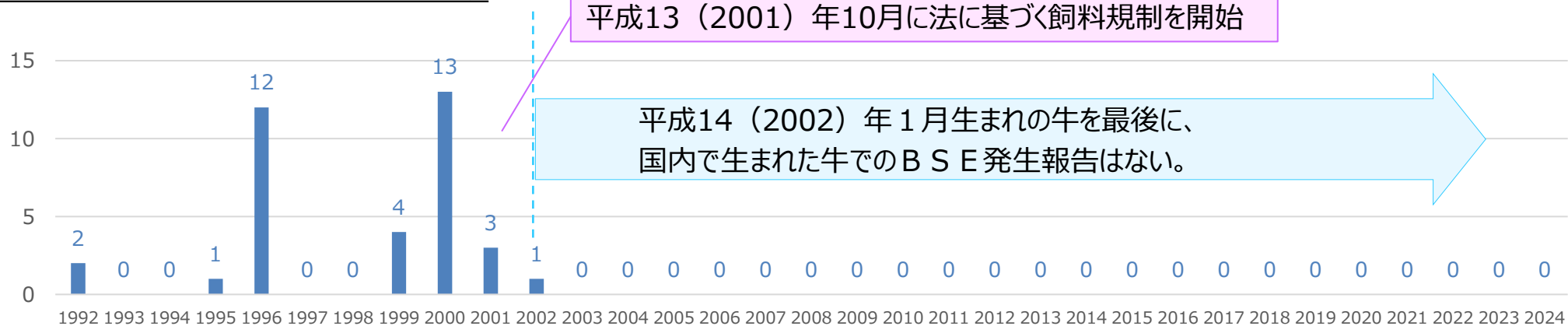
国内におけるBSE発生頭数の推移

- 平成13（2001）年9月に初確認。現在までに計36頭で発生。
- **飼料規制の実施直後の平成14（2002）年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない。**
- 平成25（2013）年5月にWOAH（OIE）は我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定
- 出生年別にみると、平成8(1996)年生まれが12頭、平成12（2000）年生まれが13頭と多い。

○ B S E の年次別報告頭数



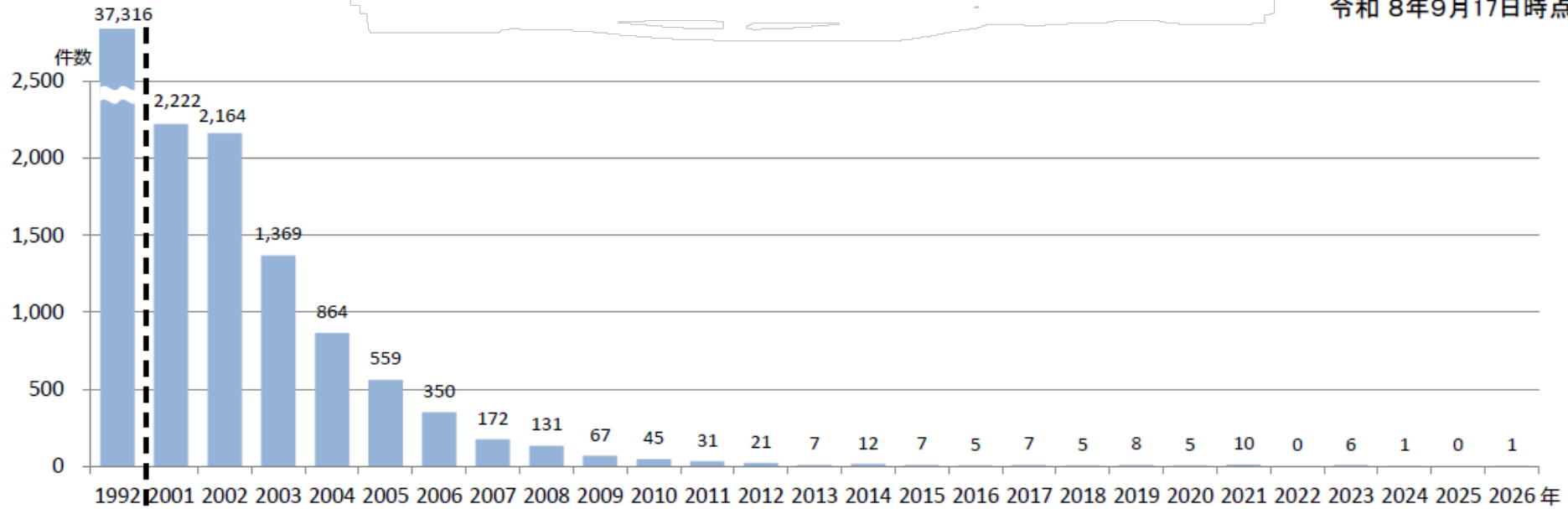
○ B S E 感染牛の出生年次別頭数



世界におけるBSE発生頭数の推移

○ 世界における発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少

令和 8年9月17日時点



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	合計
合計	37,316	2,222 (2/0)	2,164 (3/5)	1,369 (4/5)	864 (3/4)	559 (4/4)	350 (5/5)	172 (5/9)	131 (5/6)	67 (6/5)	45 (3/5)	31 (4/3)	21 (3/7)	7 (4/1)	12 (3/6)	7 (3/1)	5 (4/0)	7 (2/5)	5 (2/2)	8 (7/1)	5 (3/2)	10 (5/4)	0	6 (3/3)	1	0	1	190,697 (83/83)
欧州 (英国を除く)	36	1,016 (2/0)	1,038 (3/5)	753 (4/4)	528 (3/4)	342 (2/3)	205 (3/3)	101 (3/6)	84 (5/4)	54 (5/5)	33 (3/4)	22 (3/2)	16 (2/5)	4 (3/1)	10 (2/6)	4 (2/1)	5 (4/0)	6 (2/4)	3 (1/2)	7 (6/1)	5 (3/2)	6 (2/4)	0	3 (1/2)	0	0	0	6,027 (64/68)
英国	37,280	1,203	1,123	610	330	208 (1/1)	129 (0/1)	65 (2/2)	42 (0/2)	11 (1/0)	11 (0/1)	8 (1/1)	3 (0/1)	3 (1/0)	1	2 (1/0)	0	0	1	0	0	1	0	1 (0/1)	1	0	1	184,599 (8/9)
米国	0	0	0	0	0	1 (1/0)	1 (1/0)	0	0	0	0	0	1 (0/1)	0	0	0	0	1 (0/1)	1 (1/0)	0	0	0	0	1 (1/0)	0	0	0	6 (3/3)
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (1/0)	0	1 (1/0)	0	0	0	0	1 (1/0)	0	2 (2/0)	0	1 (1/0)	0	0	0	6 (6/0)
カナダ	0	0	0	2※1	1	1	5 (1/0)	3 (0/1)	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1 (1/0)	0	0	0	0	0	22※2 (2/1)
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日本	0	3	2	4 (0/1)	5	7	10 (0/1)	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36 (0/2)

※1 うち1頭は米国で確認されたもの。

※2 カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

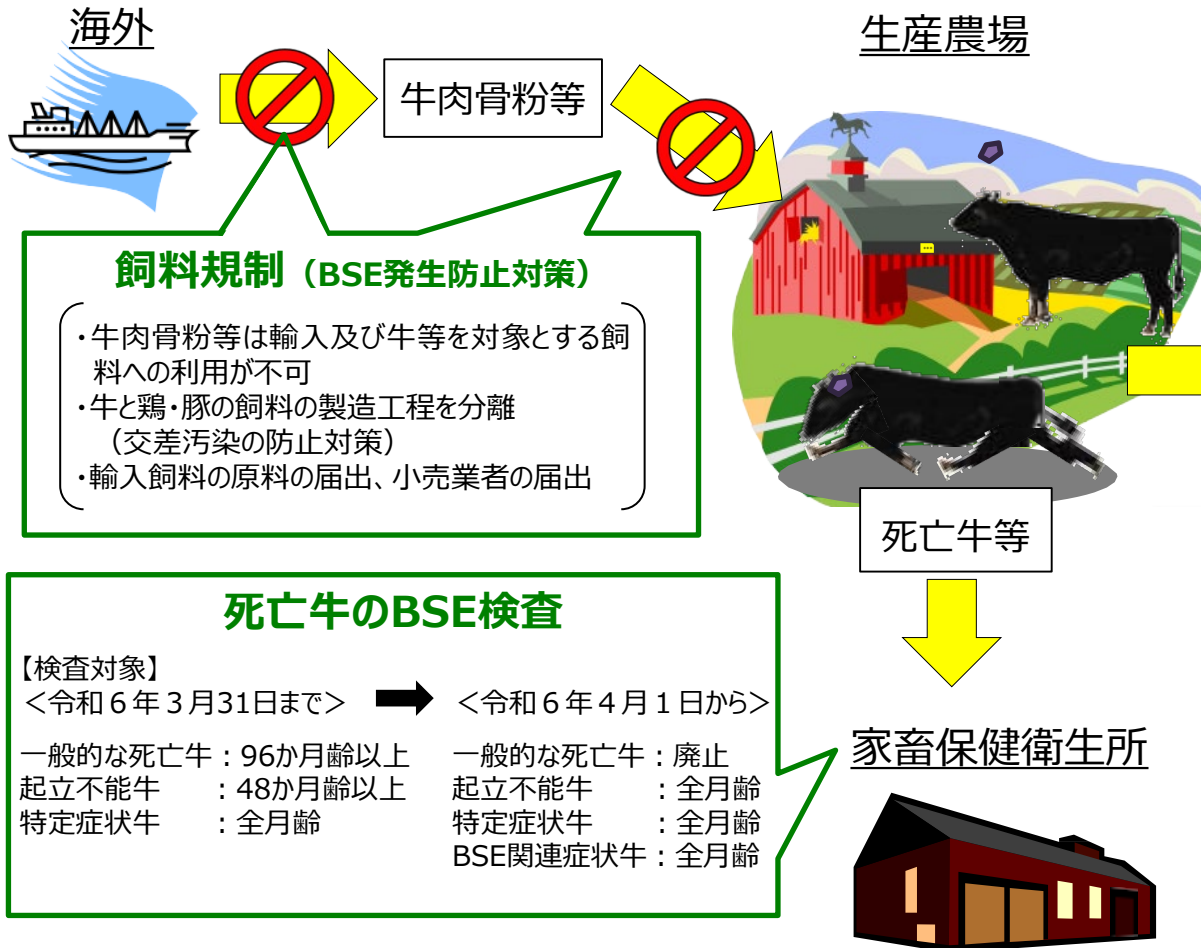
※3 2015年以降に発生した定型BSE：アイルランド（2015年）、フランス（2016年）、英国（2015、2018、2021、2024、2026年）、カナダ（2015年）

WOAH情報、EFSAレポート等をもとに動物衛生課でとりまとめ（2026年9月17日時点）。
表中上段は発生総数（定型及び非定型）、下段は非定型BSEの発生数（H型/L型）。
非定型BSEの発生件数は2023年5月まで集計。

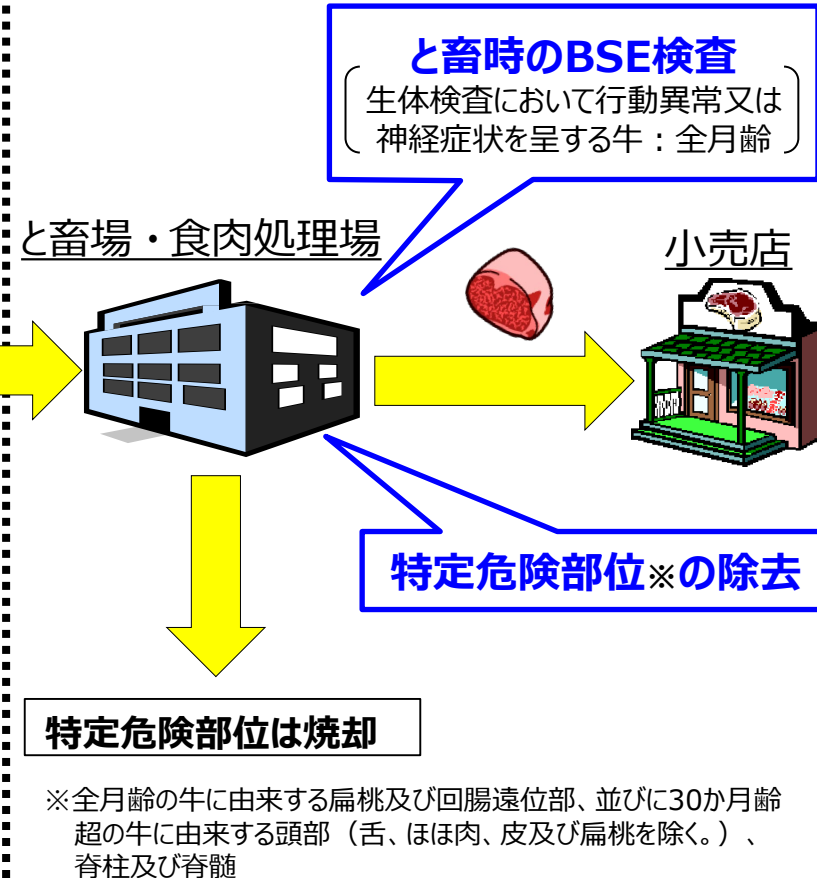
国内のBSE対策の概要

- 国内におけるBSE対策は、
農林水産省において、飼料規制（発生防止対策）や死亡牛等の検査（対策の有効性の確認）
厚生労働省において、特定危険部位の除去やと畜時の検査 を実施

農林水産省所管



厚生労働省所管



飼料規制の見直しの経過

H13(2001).10

肉骨粉等を含む飼料の製造・利用等を禁止

H17(2005).4

豚肉骨粉等の鶏・豚用等の飼料への利用を再開

H20(2008).5

豚肉骨粉等の養魚用飼料への利用を再開

H25(2013).5

WOAHから「無視できるBSEリスク」に認定

H27(2015).4

牛肉骨粉等の養魚用飼料への利用を再開



「無視できるBSEリスク」の国の認定証

H30(2018).4

めん山羊及び馬に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用を再開

R2(2020).4

馬肉骨粉等の鶏・豚用等の飼料への利用を再開

R6(2024).10

牛肉骨粉等の鶏・豚用等の飼料への利用を再開

1 BSE対策の情勢

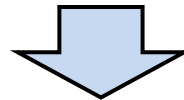
2 飼料規制の見直し（案）

3 管理措置の変更（案）

今回の食品安全委員会の評価結果の概要と検討事項

食品健康影響評価結果（令和8年6月）※

諮問事項の国内と畜牛に関するSRM範囲の変更について、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合の**リスクの差は非常に小さく、食品を介した人への健康影響は無視できると考えられる。**



国内でと畜される牛由来の

✓ **全月齢の扁桃及び回腸遠位部**

✓ **30か月齢超の脊柱**

の**飼料利用について検討**する。

（食品については、消費者庁及び厚生労働省で検討）

今回の食品安全委員会の評価（SRM範囲の変更 抜粋）

（定型BSEに関する評価）

検討対象とした国内でと畜される牛由来の「全月齢の扁桃」、「全月齢の回腸遠位部」及び「30 か月齢超の脊柱」に関連して、現在、SRMに設定されている範囲が不十分であることを示す新たな知見は確認されていない。

日本では、2002年1月に出生した 1 頭を最後に、BSE陽性牛は確認されておらず、「日本においては、飼料規制等のBSE 対策が継続されている中では、今後、定型BSEが発生する可能性はほとんどない。」とした 2013年5月評価書の評価結果に影響を及ぼす新たな知見は確認されていない。**現状の BSE リスク管理措置を前提とすれば、今後も日本において定型BSEが発生する可能性は極めて低く、定型BSE感染牛に由来するこれらの部位を検討対象から除外したとしても、現状のリスクに影響を及ぼすとは考え難い。**

（非定型BSE感染牛に関する知見）

日本における2歳齢以上の牛100万頭当たりの非定型BSEの発生頻度は、2016年8月評価では、**年当たりL-BSEは 0.07頭**としており、それ以降、現在まで日本において非定型 BSEの発生はない。（後略）

（非定型BSE感染牛における扁桃、回腸遠位部に関する評価）

非定型BSE感染牛の体内におけるPrP^{Sc}の分布は定型BSE感染牛と同様の傾向を示しているが、リンパ組織（扁桃を含む）及び消化管（回腸遠位部を含む）において、プリオン感染性（マウスバイオアッセイ法）又はPrP^{Sc}が検出（IHC又はWB）された報告は確認されておらず、非定型BSE感染牛に由来する扁桃及び消化管を検討対象から除外したとしても、現状のリスクに影響を及ぼすとは考え難い。

（非定型BSE感染牛における脊柱に関する知見）

（前略）**L-BSE感染牛のDRG、前頸神経節、迷走神経、伏在神経及び正中神経の単位組織重量当たりの感染価は中枢神経組織に比較して1/10,000より低く、H-BSE感染牛では中枢神経組織に比較して少なくとも1/100,000低いことが示された。（中略）L-BSE感染牛及びH-BSE感染牛のDRGの推定プリオン力価は、脳幹のおよそ1/10であった。**

これまでの食品安全委員会の牛肉骨粉等の飼料利用についての評価（抜粋）

（牛肉骨粉等の馬、豚又は家きん用飼料利用における評価）

牛肉骨粉等を馬、豚又は家きんへ給与することによる人への BSE 感染リスクに関し、給与対象動物におけるプリオンの感受性・伝達性については、これまで、馬については野外でのプリオン病の存在は報告されておらず、また、馬のプリオンたん白質の構造がプリオン病への抵抗性に関与している可能性があるとの報告があるとしている。豚及び家きんが自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達するという科学的根拠はないとしており、また、感染実験の結果から、豚はBSEに感受性があるものの、経口ばく露による自然感染はないとされている。現在までに、これらの見解に影響を及ぼす新たな知見は確認されていない。

給与対象動物におけるプリオンの感受性・伝達性に係る知見を踏まえると、牛肉骨粉等を含む飼料を給与された馬、豚又は家きんにおいて BSE が伝達する可能性は低く、原材料の安全性も考慮すると、これらの動物を通して人が BSE に感染するリスクは極めて低い。

（令和 6 年 5 月 牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用に係る食品健康影響評価）

（牛肉骨粉等の養殖魚用飼料利用における評価）

養魚用飼料としての利用については、以下に示す理由から、牛肉骨粉等を含む養魚用飼料摂取した魚を人が摂取した場合のリスクは無視できると考えられる。（一部略）

・仮に BSEプリオンが養魚用飼料の原料に混入したとしても、これまでに得られた知見によれば、魚の腸管経由でBSEプリオンが侵入・増幅することは困難である。

（平成26年9月 牛肉骨粉等の養魚用飼料としての利用について）

飼料規制の見直し（案）

- 表の「◎」の乳、卵等は、全畜種等に給与可能
- 表の「○」の肉骨粉、血粉、魚粉等の動物由来たん白質は、製造工程の分離等に関する基準への適合について農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能
- 牛、めん羊、山羊には、乳、卵等を除く動物由来たん白質の利用を禁止

飼料の種類	由来動物	給与対象家畜	
		牛、めん羊、山羊	馬、豚、鶏、うずら、養魚
乳、乳製品	ほ乳動物	◎	◎
卵、卵製品	家きん	◎	◎
肉骨粉等※ ¹ 、血粉等※ ²	牛、めん羊・山羊、馬、豚※ ⁴	×	○ ← (SRM等※ ⁵ を除く。)
糠ミール等※ ³ 、血粉等	家きん	×	○
魚粉	魚介類	×	○

※¹ 肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉

※² 血粉、血しょうたん白質

※³ 糠ミール、フィザミール、加水分解たん白質、蒸製骨粉

※⁴ 豚にはいのししが含まれる

※⁵ 特定危険部位（SRM）及び死亡家畜は利用不可

【牛のSRM】（全月齢）扁桃、回腸遠位部、（30か月齢超）頭部、脊髄、脊柱

【めん羊・山羊のSRM】（全月齢）脾臓、回腸（12か月齢超）頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）、脊髄

国内と畜牛由来の扁桃、回腸遠位部、
30か月齢超の脊柱を原料とすることを可能とする

飼料用動物性油脂の規制の見直し（案）

- 表の「◎」の特定動物性油脂は、全畜種等へ給与可能
- 表の「○」の動物性油脂は、製造工程の分離等に関する基準への適合について農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能
- 牛、めん山羊には、牛原料を含む動物性油脂の利用を禁止

飼料の種類	原料	不溶性不純物	給与対象家畜	
			牛、めん羊、山羊	馬、豚、鶏、うずら、養魚
特定動物性油脂	食用脂肪のみ	0.02%以下	◎	◎
動物性油脂 〔肉骨粉製造時に発生 する油脂を精製〕	豚（いのししを含む）、 鶏由来のみ	0.15%以下	○ (ほ乳期子牛等の代用 乳を除く)	○
	牛原料を含む	0.15%以下	×	○
	SRM等※	—	×	×

※ 特定危険部位（SRM）及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛は利用不可
 【牛のSRM】（全月齢）扁桃、回腸遠位部（30か月齢超）頭部（脳、眼など）、脊髄、脊柱

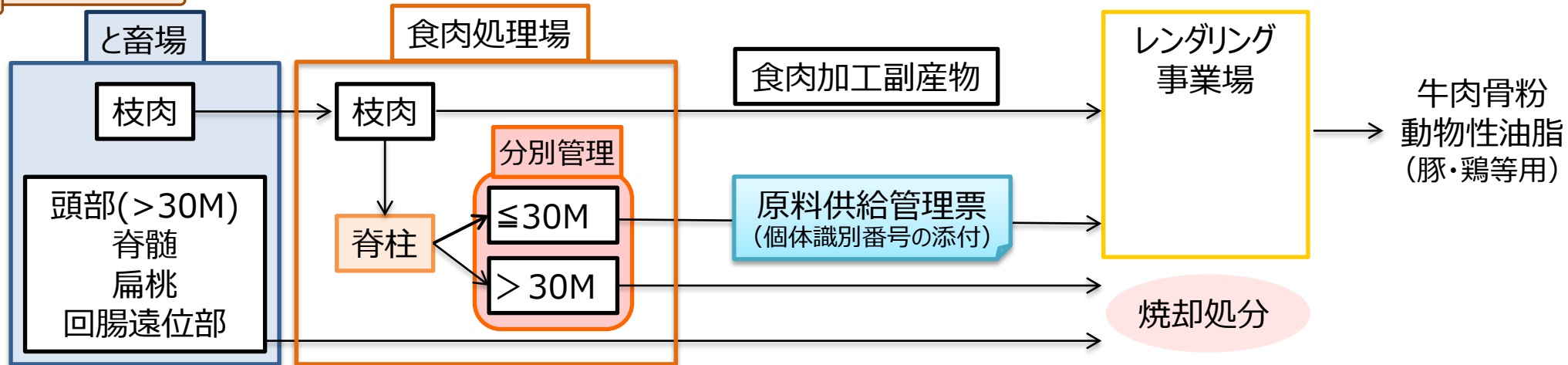
国内と畜牛由来の扁桃、回腸遠位部、
30か月齢超の脊柱を原料とすることを可能とする

- 1 BSE対策の情勢
- 2 飼料規制の見直し(案)
- 3 管理措置の変更(案)**

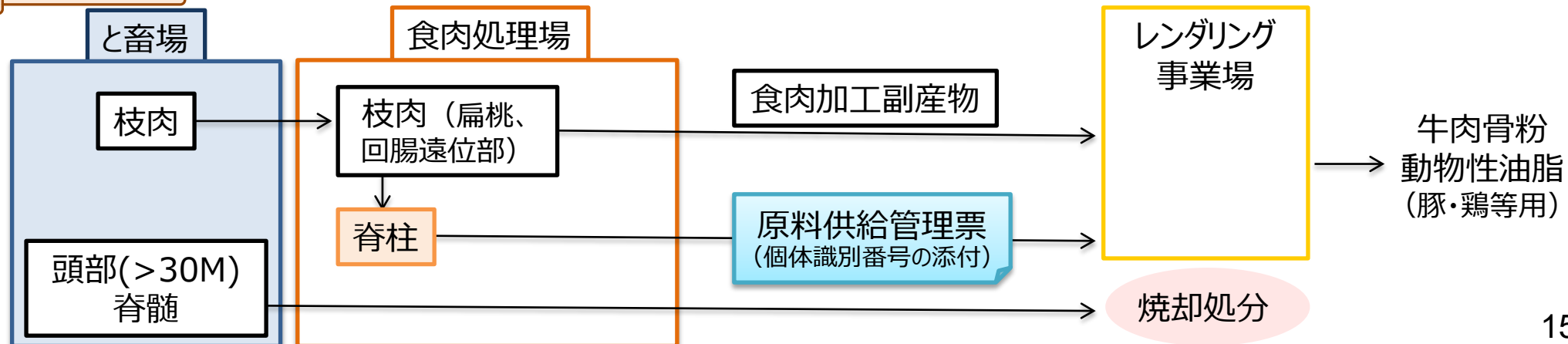
管理措置の変更（案）

- 食肉処理場で実施している30か月齢以下と30か月齢超の脊柱の**分別管理**を廃止
- 脊柱を含む副産物をレンダリング事業場に出荷する際に求めている**個体識別番号の添付の対象月齢を拡大**
(30か月齢以下 ⇒ 全月齢)

変更前



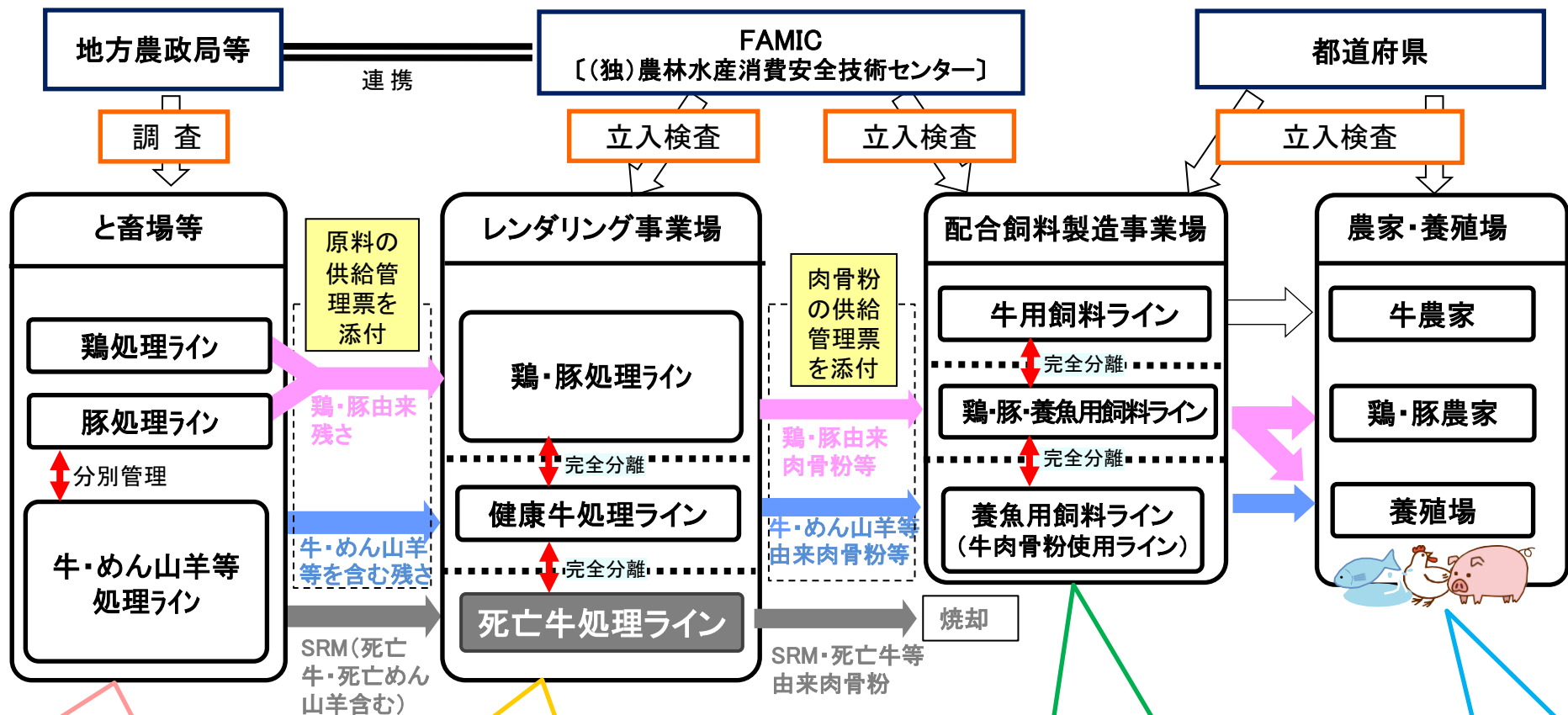
変更案



今後の予定

- 令和8年10月 家畜衛生部会プリオン病小委員会（本日）
- 農業資材審議会飼料分科会で審議
- 食品安全委員会に評価依頼
- 食品における改正と併せて施行

(参考) 現行の飼料規制の仕組み



・農政局がレンダリング業者と同行調査を実施し、肉骨粉原料の分別状況を確認

・特定危険部位 (SRM) は、飼料用肉骨粉の原料に混入しないよう分別管理。

・牛等の処理ラインと分別した鶏・豚肉骨粉の残さは、鶏・豚肉骨粉のレンダリング事業場に供給。

・飼料用肉骨粉の製造は、大臣確認が必要であり、FAMICが遵守状況を確認。

・肉骨粉の製造ラインは、それぞれ完全分離。

・飼料用肉骨粉は、豚・鶏・養魚用飼料の製造事業場のみに供給。

・牛用飼料と肉骨粉を扱う飼料の製造ライン※は、完全に分離する必要があり、をFAMIC等が遵守状況を確認。

・肉骨粉を含む飼料は、牛への給与を禁止する旨を表示し、鶏・豚農家、養殖場のみに供給。

※ 牛肉骨粉を使用する養魚用飼料の製造は、鶏・豚用飼料と分離したことの大臣確認が必要。

・都道府県が、立入検査で、牛への誤給与がないことを確認。

・肉骨粉等を含む飼料は、牛に給与しない (表示の遵守)。

(参考) 肉骨粉等の原料及び製造方法

肉骨粉等の種類	原 料	製造方法等
肉骨粉 	肉、内臓、脂肪組織、骨、 皮原料 (蒸製骨粉は骨のみを原料) ※ 牛由来原料に、SRM、死亡牛 は含まない	原料を粉砕後、加熱・圧搾し、油脂を抽出した後の残さを乾燥・粉砕
加水分解たん白質		原料を粉砕後、亜臨界水等で加水分解処理させ、乾燥・粉砕
蒸製骨粉		原料を加圧蒸煮・圧搾した残さを乾燥・粉砕
血粉 	血液 ※ 牛由来原料に、SRM、死亡牛 は含まない	と畜時の血液を加熱・凝固させ、脱水・乾燥
血しょうたん白質		と畜時の血液から血球を除いた血しょうを噴霧乾燥